

別紙第1

情 報 計 画

要旨	<p>適時に適切な情報を収集し、これを適切に使用して、的確かつ迅速な国民保護措置の実施に資することを目的とします。</p> <p>このため、情報要求を確立し、情報組織の構成、運用、業務を有機的に総合一体化し、情報収集活動を適切に行います。</p>
----	---

関連する計画等

なし

1 構想

(1) 方針、実施要領

項目 段階	情 報 要 求	
	最も優先度の高い情報要求	その他の情報要求
平 素	1 避難が必要となる武力攻撃事態等の兆候 2 要避難住民に関する情報	1 避難実施に必要な事項 2 救援に必要な事項
緊急避難	1 ミサイル発射情報 2 異常な兆候の発見 3 使用された兵器の種類の特長 4 救急医療方法	1 被害状況 2 安否情報 3 除染剤、応急医療用医薬品 4 救急医療の体制
避難準備	1 武力攻撃の予測 2 住民の具体的な避難先 3 避難先までの交通機関 4 具体的な避難の段取り	1 その他避難実施に必要な事項 2 救援を行うのに必要な事項
避 難	1 避難の進捗状況 2 避難準備の進捗状況	1 救援状況 2 避難先地域の情報
避難生活	1 安否情報 2 被災情報 3 避難先地域での生活状況	1 要避難地域の被害状況 2 武力攻撃災害の状況
復 帰	1 何時、どのように復帰するのか 2 復帰先の被害状況 3 復帰の進捗状況	1 安否情報 2 被災情報
生活再建	1 被害状況 2 復旧復興状況	1 県、他市町村の状況
避難受入	1 受入時期、住民数、経路等 2 受入の進捗状況 3 安否情報 4 受入地域での生活状況	1 要避難地域の被害状況 2 武力攻撃災害の状況

別紙第1「情報計画」

(2) 情報活動の過程

町は、町の国民保護措置に必要な情報と住民に必要な情報を主体的かつ継続的に収集、分析し、提供します。

過程	内 容
①情報要求の決定	対策の重点地域や具体的な対策の優先順位などを判断するために最も必要な情報を決定します。
②収集項目・収集方法の決定	情報要求に対応するために収集しなければならない項目とその収集方法を判断します。
③情報の収集	<p>どのような情報が必要かを踏まえて「具体的にどのような情報を集めるか」を判断します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対策本部長等の決断に必要な情報 <ol style="list-style-type: none"> (1) 安否情報 (2) 被災情報 (3) その他国民保護処置に必要な情報 2 すでに収集した情報だけでは状況判断を行うのに不十分、あるいは、すでに収集した情報は信頼性に疑問があり再確認する必要があるなどの理由から追加して収集すべき情報 3 他機関やマスコミ報道から入手した二次災害の発生など重大な事象や事故の事実を確認するための情報
④収集情報の処理	
I 記録	(情報の受付) 情報カードなどに記録し、一連番号を付けて、情報一覧表に記録します。
II 評価	情報の信頼性、正確性、重要度などについて判断します。
III 分析	情報が対策上の観点からどのような意味を持っているかを判断し、情報カードにコメントとして添付します。
IV 整理	市町村別や情報の種類ごとに整理します。
V 提供	県、関係機関等に報告、通報します。
⑤情報の使用	<p>提供された情報を使用します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 状況の判断に使用します。 2 「情報」の共有 情報に対する認識、情報に対する対策本部としての処置、各機関が目指している方向や取組状況に関する情報の共有に使用します。 3 情報の受理及び伝達 必要とする相手に、必要とする内容を、必要とする時期に、正確に伝達することを相互に行います。 4 情報の使用に当たっての留意事項 情報の使用に当たっては、情報セキュリティー等、情報の保全に留意します。

(3) 情報収集体制の整備について

ア 情報の収集、分析を行う専門的な人材を育成します。

イ 国民保護に必要な情報管理手段を整備し、情報を常に最新の内容に整備し、使用可能な状態に保ちます。

2 各課等の役割及び情報の要求・要請

(1) 各課等の役割

各課等	役割と収集項目	備考
共 通	1 情報の収集、連絡、伝達体制の整備 2 緊急連絡体制の整備 3 各機関等との連携の確立	
	4 武力攻撃災害に関する兆候 5 緊急処理事態における災害に関する兆候 6 ゲリラ、特殊部隊の潜入情報 7 N B C R兵器使用の兆候 8 町所管施設の被害状況 9 避難所等への避難住民受入可能状況 10 運送業務に利用可能な公用車及び動員可能な運転手数等	入手の都度報告
	11 その他町長の命ずる項目、または対策本部長の求める項目	
総務課	1 報道機関の状況	
総務課 (消防防災担当)	1 町内及び周辺地域の総合状況 2 県及び各市町村、関係機関の活動状況 3 自衛隊の国民保護措置の実施状況 4 備蓄物資の需要・供給状況 5 特殊標章（赤十字標章を除く）の交付・使用状況 6 生活関連等施設の安全確保状況 7 被災情報 8 ガス（施設）の需要・供給状況 9 防災ヘリの活動状況 10 消防機関、消防団、自主防災組織等の活動状況 11 避難住民、収容施設の需要・供給状況 12 危険物質等の管理状況 13 救援物資の需要・供給状況	
(総務担当)	1 町有財産の被害・使用可能状況 2 町有車両の需要・供給状況 3 電話（施設）の需要・供給状況 4 職員の受入・派遣（要請）状況	
(財政担当)	1 国民保護措置関係予算見積り、措置状況	
ふるさと創生課 (情報交通担当)	1 物資運送状況（トラック、その他） 2 公共交通機関の運行に関する状況	
(広報担当)	1 写真等による情報、記録	
税 務 課	1 町税等の収入状況	
町民福祉課 (住民担当)	1 安否情報 2 町内在住外国人安否情報、避難状況 3 戸籍・住民登録・外国人登録情報	避難に必要な基礎 数字

別紙第1「情報計画」

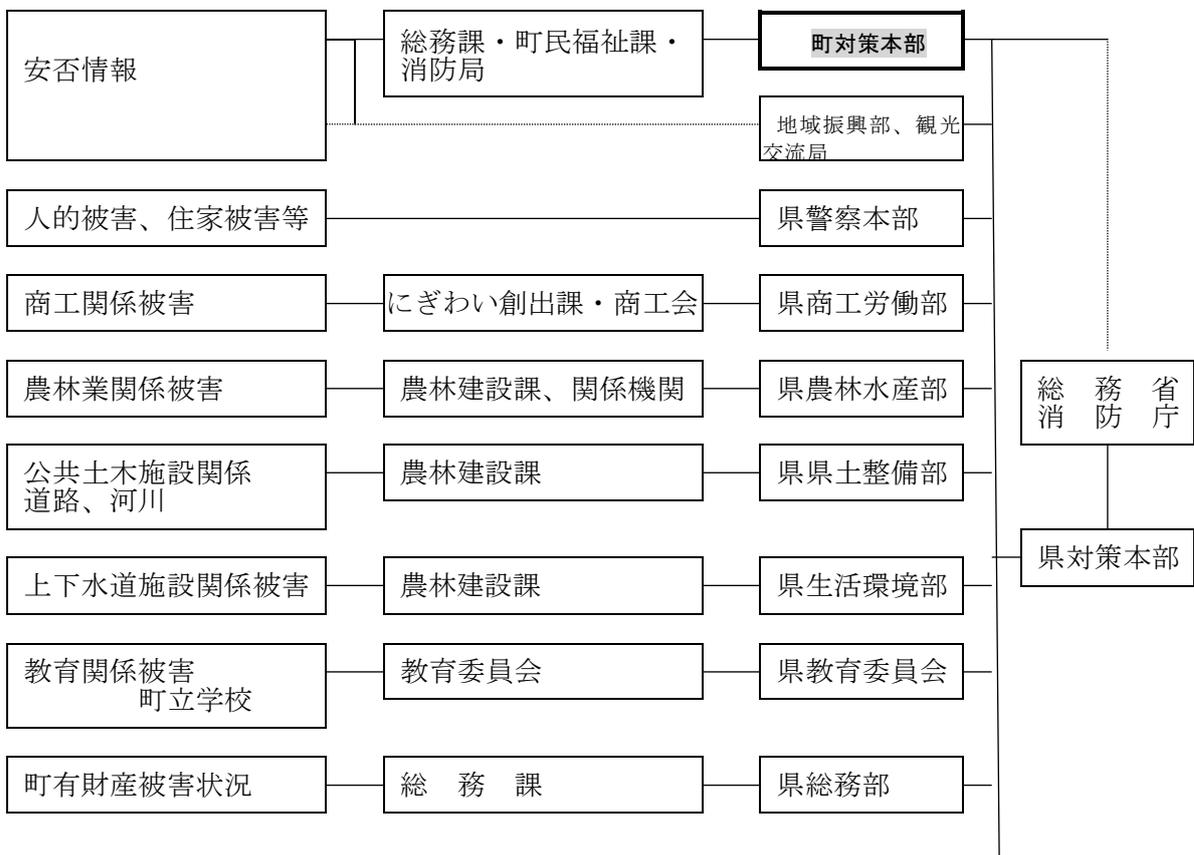
(福祉担当)	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般診療所、医院等の被害・使用可能状況 2 災害時要援護者（外国人除く）に係る施設の被害・使用可能状況 3 医療、助産等の配置状況（医師・看護師・助産師等、医薬品・医療用資機機材、臨時医療施設） 4 一般診療所、医院患者・医師等の数、避難状況 5 一般診療所、医院救護班の派遣可能状況 6 災害時要援護者（外国人除く）の数、避難状況 7 災害時要援護者（外国人除く）に係る施設の避難状況 8 伝染病の発生・防疫状況 9 避難所の運営状況 10 避難施設の被害・使用可能状況 11 毒物・劇物等の管理状況 12 赤十字標章の交付・使用状況 13 赤十字の活動状況 14 ボランティアの受入・派遣状況 15 義援金品受入・要請・配分状況 	
(保健衛生担当)	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活必需品（被服、寝具その他）の需要・供給状況 2 埋葬、火葬の需要・供給状況 3 し尿処理状況 4 廃棄物処理状況 5 応急仮設住宅の需要・供給状況 6 入浴施設の需要・供給状況 7 住民生活状況 	
にぎわい創出課	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工業関連の被害状況 2 避難住民の失業状況 3 観光客の数、避難状況 	避難計画に資するための概数
農林建設課 (農林担当)	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林業従事者の避難体制把握 2 食品の需要・供給状況 3 農林業関連の被害状況 4 家畜伝染病の発生・防疫状況 	
(地域整備担当)	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路の使用可能状況 2 土木資機材等の需要・供給状況 3 応急仮設住宅の需要・供給状況 	
(上下水道担当)	<ol style="list-style-type: none"> 1 飲料水の需要・供給状況 2 水道水の水質状況 3 水道施設の被害状況 	
出納室	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護措置に係る町費の出納に関すること 	
教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 町立学校等の児童、生徒、教職員の数、避難状況 2 町立学校、給食施設等の被害・使用可能状況 3 文化財の保護状況 	
議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 町議会との連絡調整 	

別紙第1「情報計画」

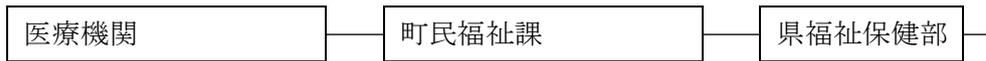
(2) 情報収集系統

町担当課	県担当部局	指定（地方）行政機関等
総務課	総務部 防災局 企画部 文化観光局 警察本部	内閣府、金融庁、法務省、公安調査庁 財務省（中国財務局鳥取財務事務所、神戸税関税関支署）、国税庁、気象庁（大阪管区气象台） 海上保安庁（第八管区海上保安本部境海上保安部） 総務省（中国総合通信局、総務省消防庁）、防衛省（陸自8連隊、海自舞鶴総監部、空自3輸送、鳥取地方協力本部） 総務省（中国総合通信局） 外務省 国家公安委員会、警察庁（中国管区警察局）
ふるさと創生課	企画部	厚生労働省（中国厚生局、鳥取労働局）
町民福祉課	福祉保健部 生活環境部	厚生労働省（中国厚生局、鳥取労働局）
農林建設課	県土整備部 農林水産部	国土交通省（中国地方整備局鳥取河川国道事務所） 〃（鳥取空港出張所） 〃（東京航空交通管制部） 国土地理院 農林水産省（中国四国農政局鳥取農政事務所） 林野庁（近畿中国森林管理局鳥取森林管理署）
にぎわい創出課	商工労働部	金融庁 経済産業省
教育委員会	教育委員会 文化観光局	文部科学省、文化庁

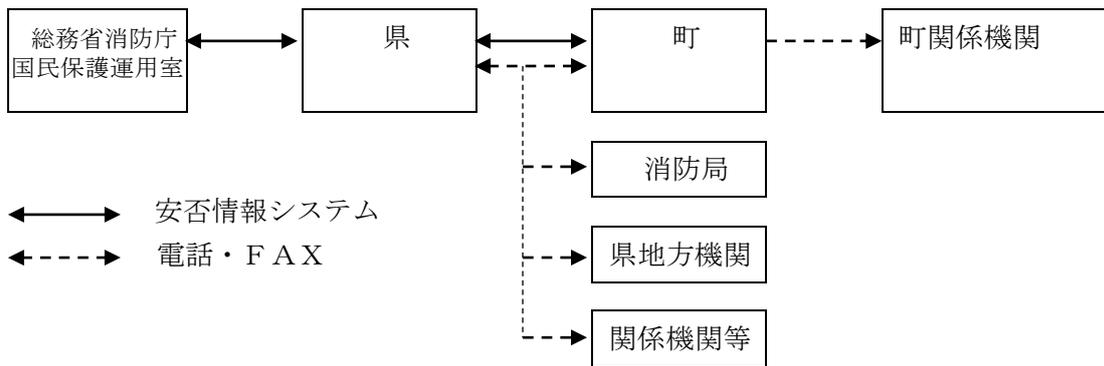
(3) 安否情報、被害情報の報告・伝達系統



別紙第1「情報計画」



(4) 安否情報、被災情報の報告・伝達手段



(5) 情報収集・伝達体制

段階	情報収集体制			
	体制	総務課	対策本部	各課
平素	通常監視	当直職員		
避難準備	非常監視		連絡員の派遣 A	連絡員の派遣 B
避難	非常監視		情報・ 広報班	
避難生活	非常監視			
復帰	非常監視			
生活再建	通常監視	当直職員		

連絡要員の派遣を求める基準

レベル	派遣元	業務内容
A	県対策本部、避難先市町村	情報交換、連絡調整
B	指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関	

(6) 住民への情報提供

町長は、住民に対して、国民保護措置に関する正確で、かつ、十分な情報を提供し、住民の不安と混乱を防止します。この際、防災行政無線、エリアメール、インターネット、消防団及び自治会その他の適切な方法により、事態の推移に応じ、迅速に提供します。

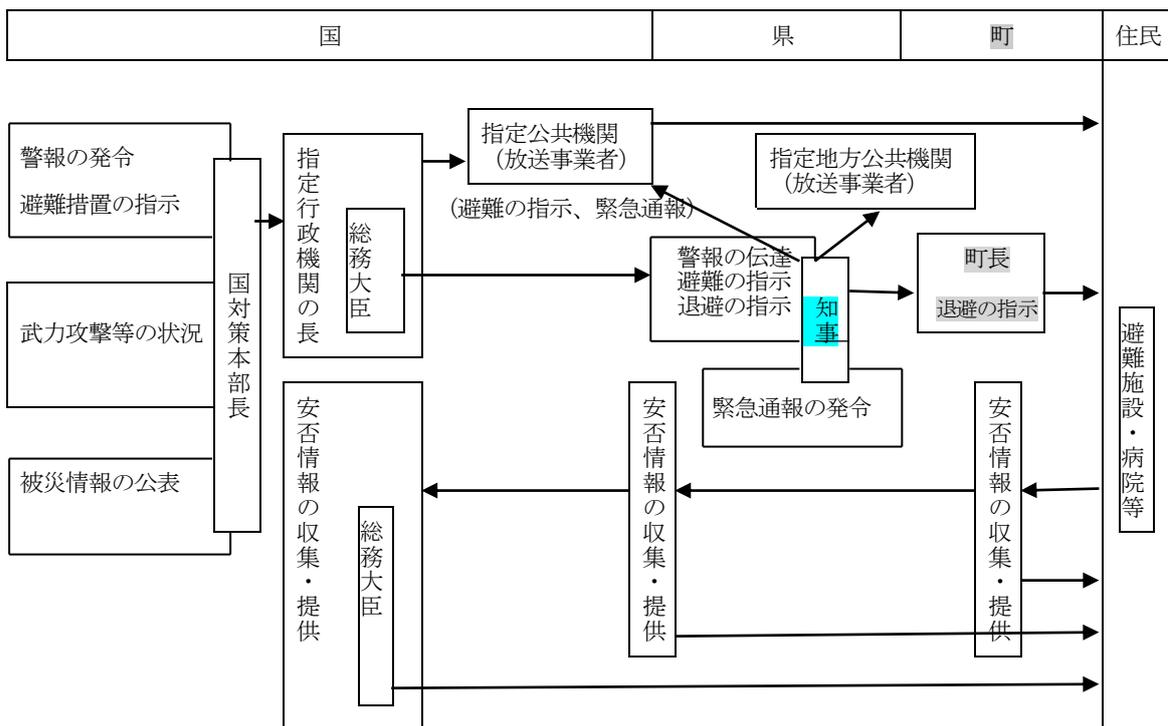
次の情報項目については、相手国等への情報提供による国民保護措置等への影響及び個人情報の保護を考慮し、慎重に検討の上、提供します。

情報項目	情報内容
国民保護措置を実施するに至った状況	相手国等、時期、場所、方法、現状、今後の予測、被害想定
国民の保護のための措置に関する情報	実施時期、場所、方法、現状、今後の予測

別紙第1「情報計画」

武力攻撃等の状況	1 武力攻撃等の状況 (1) どのような武力攻撃等が行われたか 2 武力攻撃災害等の状況 (1) 火災、建物の破壊、死傷者の発生状況等 3 国民の保護のための措置の実施状況 (1) 住民の避難状況 (2) 交通機関や道路の状況 (3) 臨時に設けられた収容施設や診療所等の状況 4 被災情報 (1) 被害の統計的情報
危険情報	1 警報 (1) 武力攻撃事態等の現状及び予測 (2) 武力攻撃事態等が迫り、又は現に武力攻撃等が発生したと認められる地域 (3) 住民及び団体等に対し周知させるべき事項 ・避難措置の指示が発令される見込み ・住民の心掛け 2 緊急通報 (1) 武力攻撃災害等の現状及び予測 (2) 住民及び団体等に対し周知させるべき事項
個人に関する情報	安否情報

住民への情報提供系統図



※ 弾道ミサイル発射に係る全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達

弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合、国が判断した場合、情報を伝達する必要がある地域に対して、防災行政無線（屋外拡声器等）や緊急速報メール等で直接住民に弾道ミサイルの発射情報の伝達や避難の呼びかけがあります。

(1) 日本の領土・領海に落下する可能性がある場合

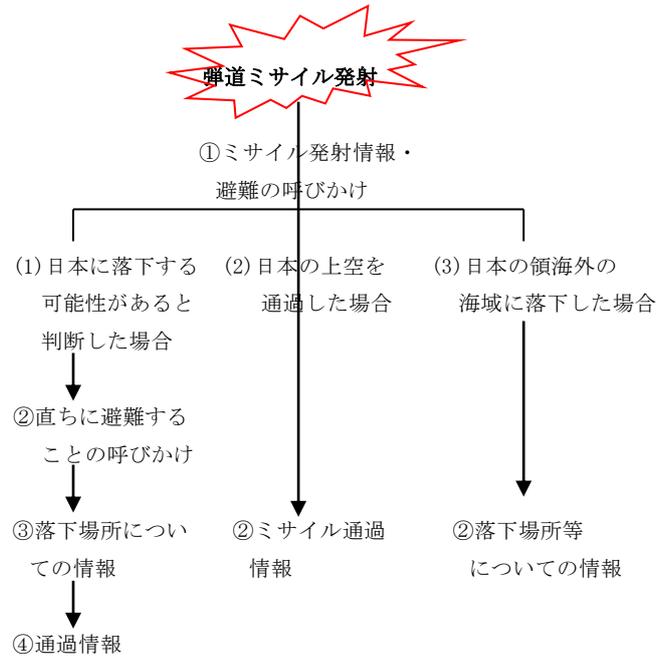
- ① ミサイル発射情報・避難の呼びかけ
- ② 直ちに避難することの呼びかけ

別紙第1「情報計画」

- ③ 落下情報等についての情報
- ④ 追加情報

- (2) 日本の上空を通過した場合
 - ① ミサイル発射情報・避難の呼びかけ
 - ② ミサイルの通過情報
- (3) 日本の領海外の海域に落下した場合
 - ① ミサイル発射情報・避難の呼びかけ
 - ② 落下場所等についての情報

※伝達される情報の内容



この場合、下記の通り住民の具体的な避難行動について、あんしんトリピーメール等での伝達や防災無線等の広報手段によって発射情報等初期情報の情報伝達に努めるとともに、引き続き避難行動をはじめとした住民の取るべき行動について迅速に周知し、安全の確保に努めます。

例文（※状況により文面や内容を変更することがあります。）

- 屋外にいる場合 「できる限り頑丈な建物や地下に避難してください。
- 建物がない場合 「物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守ってください。
- 屋内にいる場合 「窓から離れるか、窓のない部屋に移動してください。

(7) 避難に関する情報の収集

情報の収集手段	情報の収集内容
ヘリコプターテレビ電送システム（県所有ヘリに限る）	県対策本部の指示により、状況調査等映像を各受信端末装置へ配信します。
防災情報提供システム	想定される救援実施場所の気象情報等を収集します。
消防吏員	武力攻撃災害の兆候発見等について消防吏員から受報します。
海上漁船	各魚業協同組合に対して警報等を伝達するとともに、県指導用海岸局（境港無線局）を通じて洋上の漁船を確認します。

(8) 武力攻撃災害の兆候の通報

ア 消防吏員等の通報

武力攻撃災害兆候を発見した者から通報を受取けた消防吏員、警察官、海上保安官は、速やかにその旨を市町村長に通報し、市町村長に通報することができないときは、速やかに知事（危機管理局）に通報するものとします。

別紙第1「情報計画」

イ 市町村長の通知

市町村長は、消防吏員等から通報を受け、武力攻撃災害等及びその兆候と対処の必要を認めるときは、速やかに知事（危機管理局）に通知するものとします。

ウ 知事の通知

通報・通知を受けた知事（危機管理局）は、必要と認めた場合、その旨を関係機関・団体へ通知します。

(9) 安否情報

安否情報の収集・整理・報告に関しては、消防庁が運用する安否情報システムを利用します。

ただし、安否情報システムが利用できない場合は、電子メール・ファクシミリ・電話等を利用します。

ア 安否情報の収集

(ア) 収集項目

避難住民(負傷・疾病の住民も含む)	氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍（日本国籍を有しない者に限る。）その他、個人を識別するための情報、負傷又は疾病の状況、現在の居所、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報、照会に対する回答に関する同意 ・親族・同居者への回答の可否 ・知人への回答の可否 ・親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の可否
死亡した住民	氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍（日本国籍を有しない者に限る。）その他、個人を識別するための情報、死亡の日時、場所及び状況、死体の所在、照会に関する家族等の同意

(イ) 市町村長が行う安否情報の収集

町（町民福祉課）は、県その他関係機関と協力し、以下のとおり安否情報を収集するものとします。

- ・避難住民の誘導の際、避難住民等から任意で情報収集
- ・避難住民名簿の作成による情報収集（住民基本台帳、外国人登録原票等町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に作成）
- ・東部消防局からの情報収集
- ・町が管理する学校等からの情報収集
- ・警察署への照会
- ・安否情報を保有する運送機関、医療機関、大規模事業所等の関係機関への協力要請（当該協力は各機関の業務の範囲内で行われ、各機関の自主的な判断に基づくことに留意）

a 避難住民から任意で情報収集する場合の留意事項

情報収集に際しては、安否情報の開示について同意する場合、併せて同意を得るものとします。

この場合における同意の方法については、原則として、包括的に安否情報を開示するか否かについての同意を得るものとします。（開示する安否情報の種類を限定したり、開示する対象を限定するなどの同意については、やむを得ない場合に限り行います。）

別紙第1「情報計画」

なお、安否情報の開示について同意を得たことを証明するため、安否情報の収集時にできる限り本人自筆の署名、押印等を求めるものとします。

イ 安否情報の整理

町（町民福祉課）は、収集した安否情報を集約、整理します。

この際、できる限り重複を排除するなど情報の正確性確保に努め、必ずしも真偽が定かでない情報などについては、その旨がわかるよう整理します。

ウ 安否情報の報告

町（町民福祉課）は、以下のとおり、整理した情報を知事（地域振興部・文化観光局）に報告します。

(ア) 報告の方法

「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令」（平成17年総務省令第44号）（以下「安否情報省令」という）に規定する様式第3号の内容を安否情報システムを用いて行います。

ただし、事態が急迫している場合、その他この方法によることができない場合には、口頭や電話その他の方法により安否情報の報告を行います。

(イ) 報告の時期

a 安否情報の報告は、断片的な安否情報を収集するたびに逐次行う必要はなく、武力攻撃事態等の推移や避難住民等の誘導、避難住民等の救援その他の国民の保護のための措置の実施状況を勘案し、町長の判断により、取りまとめた情報を知事に報告するものとします。

b 知事は、必要に応じ、町長に対し安否情報を報告すべき時期を適宜指定します。この場合、町長は当該時期に従って報告するものとします。

c 知事は、特に必要があると認める場合には、町長に対し、死亡者及び重傷者等についての安否情報を優先的に報告するよう求めます。この場合、町長は求められた安否情報について断片的であっても報告するものとします。

カ 安否情報の回答、提供

(ア) 安否情報の照会の受付

a 町長（町民福祉課）は、安否情報照会窓口を設置し、所在地、電話及びファクシミリ番号、メールアドレス等を住民へ周知します。

b 住民は、安否情報を照会する場合には、安否情報省令に規定する安否情報照会書（様式第4号）に必要事項を記載し、安否情報照会窓口へ提出することとします。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある者や遠隔地に居住している者など書面の提出によることができない者については、口頭や電話、メール等による照会も可能なものとします。

安否情報省令様式第4号の記載必要事項	受付に当たっての留意事項
<ul style="list-style-type: none"> ・照会をする理由 ・照会に係る者を特定するために必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・口頭、電話による照会にあつては、記載必要 ・安否情報を保有しているかどうか早急に判明する場合にあつて、当該情報を保有していないときは、その旨を伝えること ・必要に応じて本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書等）の提出、提示を求めること（窓口における書面の提出以外の場合にあつても同様）

別紙第1 「情報計画」

(イ) 安否情報の回答及び提供

a 回答の可否

町長（町民福祉課）は、以下の区分に従い、安否情報の回答及び開示を行います。

回答の要件	回答項目	備考
<ul style="list-style-type: none"> 当該照会に係る安否情報を保有、整理していること 当該照会が不当な目的によるものではないこと 安否情報が不当な目的に使用されるものではないこと 	<ul style="list-style-type: none"> 避難情報 死亡、負傷の情報 	<ul style="list-style-type: none"> 「不当な目的」とは他人の安否を知ることが社会通念上相当と認められる必要性ないし合理性がないにも関わらず、その安否情報を探索しようとするをいいます。（例）債権を取り立てるため債務者の所在を聞き出す、等 「不当な目的に使用」（例）住民の住所、氏名等を転記して名簿を作成し、これを不特定多数の者に頒布、販売、等
<ul style="list-style-type: none"> 照会に係る者の同意を得たとき その他公益上特に必要があると認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> 氏名 生年月日 性別 住所 (国籍) 	<ul style="list-style-type: none"> 照会に係る者の同意については、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集時に併せて同意を得るものとします。 「公益上特に必要があると認めるとき」とは、個人の情報を保護することによる利益と安否情報を公にすることの公益上の必要性との比較衡量を行い、公益上の必要性の方がより高いと判断されるときを報道機関に安否情報を開示する場合においても、「居所」について具体的な地番までは示さず、「町内の避難所、診療所」等にとどめる、「負傷又は疾病の状況」について「重症」、「全治〇週間」にとどめる等、個人情報の保護に配慮します。

b 回答の方法

安否情報の回答は、原則として、安否情報省令に規定する安否情報回答書（様式第5号）に必要な事項を記載した書面を窓口で交付することにより行います。

ただし、安否情報の照会方法に応じて電子メールの送信、ファクシミリ等を用いた送信、口頭、電話その他の方法による回答も可能とします。

安否情報を回答した場合は、照会者の氏名、連絡先等、回答した安否情報の内容、回答を行った担当者等を記録します。

(ウ) 個人の情報の保護への配慮

a 町長（町民福祉課）は、安否情報データの管理を徹底するとともに、職員に周知徹底します。

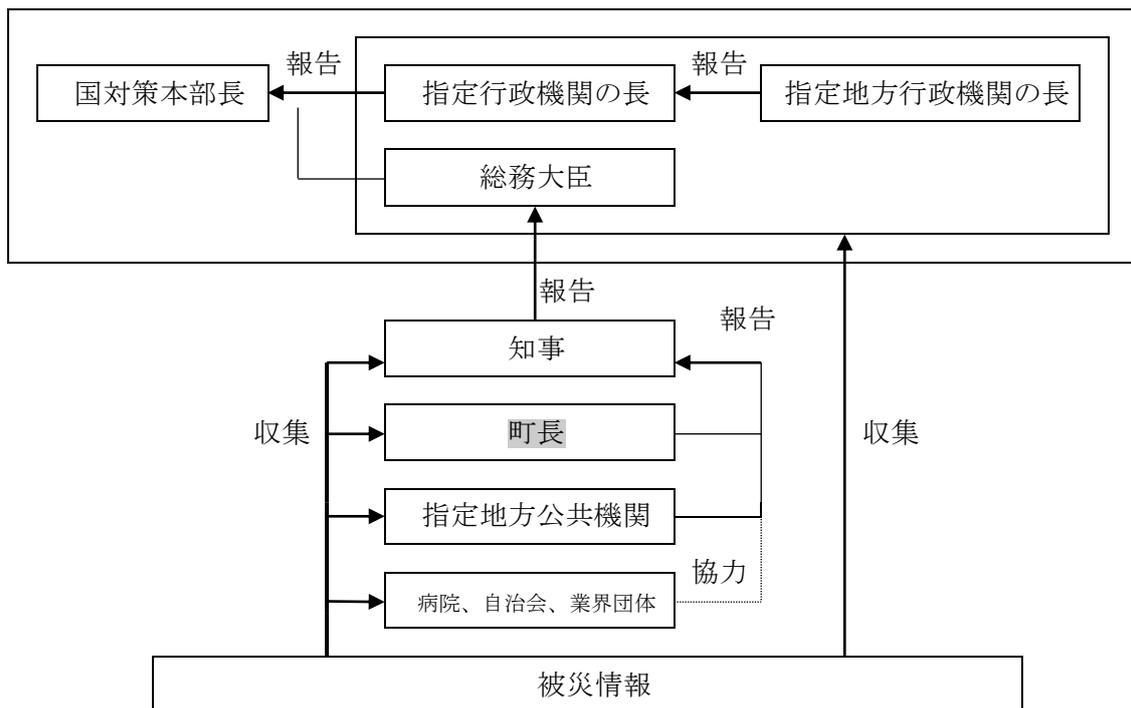
b 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断します。

(エ) 日本赤十字社に対する協力

町（町民福祉課）は、日赤県支部の要請があったときは、要請に応じ保有する外国人に関する安否情報を提供します。

当該安否情報の提供に当たっても、個人の情報の保護に配慮します。

(10) 被災情報



ア 被災情報の収集

町（各担当課）は、町内において武力攻撃災害が発生した場合には、関係機関と連携して、武力攻撃災害が発生した日時、場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集し、対策本部へ集約します。

イ 被災情報の報告

町（総務課）は、町内において武力攻撃災害が発生した場合には直ちに県（防災局）に対し、第一報を報告するとともに、収集した被災情報について、できる限り速やかに火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）に基づき報告します。

ウ 収集項目

被災情報の収集項目、報告様式は、以下のとおりです。

年 月 日に発生した	による被害（第 報）					
	平成 年 月 日 時 分 若 桜 町					
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）						
(1) 発生日時 平成 年 月 日 時 分						
(2) 発生場所 鳥取県八頭郡若桜町大字 番地 (北緯 度 分、東経 度 分)						
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要						
3 人的・物的被害状況						
	人的被害	住家被害				
地名	死者	行方不明者	負傷者 重傷 軽傷	全壊	半壊	その他
	(人)	(人)	(人) (人)	(棟)	(棟)	
※ 可能な場合、死者について、死亡地の町名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。						
町名	年月日	性別	年齢	概況		

(11) 関係資料の基礎調査

国民保護計画や避難マニュアルなどの修正に必要な、次に掲げる基礎調査を実施します。

- ア 住宅地図（人口分布、世帯数、昼夜別人口のデータ）
- イ 町内の道路網のリスト（避難経路として想定される国道、県道、町道等の道路リスト）
- ウ 運送力のリスト（運送事業者の保有する運送力のデータ、バス網等）
- エ 避難施設のリスト（避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト）
- ※ データベース策定後は、当該データベース
- オ 備蓄物資、調達可能な物資リスト（備蓄物資の所在地、数量、町内の主要な民間事業者のリスト）
- カ 生活関連等施設のリスト（避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの）
- キ 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- ク 自治会等の連絡先等一覧（代表者及びその代理者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等）
- ケ 消防機関のリスト（消防団長の連絡先、消防機関の装備資機材のリスト）

3 地図

(1) 使用する地図

- ア 若桜町WebGIS（Geographical Information System）
- イ 鳥取県防災対策地図（1/25,000、平成15年3月作成）による表示
- ウ 国土地理院発行地形図（1/25,000）による表示

※ 使用に当たっては、修正測量年に注意し、できる限り最新の地図を使用します。

(2) 位置の表示

座標（緯度経度）と地先を使用します。優先は、座標表示とします。

※ 世界測地系に基づく緯度経度表示とします。

例： 若桜町役場

- ①地先 若桜町大字若桜801番地5
- ②座標 緯度 35. 2023 経度 134. 2430
- ③座標表示 352023、1342430

別紙第1「情報計画」

(3) 記号・符号

被害状況などの表示に使用する記号・符号は統一されたものを使用します。

4 報告、通報

対策本部は、県対策本部及び各課に対し、適時、状況等に関する情報を報告、提供します。

(1) 報告通報項目

項目	報告・通報内容	様式
政府機関に対する被害状況等報告事項	1 武力攻撃災害即報	第1号様式(その1) 第2号様式 第1号様式(その2) 第3号様式(1)(2)
町における被害状況収集	1 町の公有財産被害状況調 2 社会福祉施設等の被害状況調 3 一般被害状況調 4 一般被害の内訳 5 災害救助法適用状況 6 災害救助法適用状況 7 商工関係被害状況調 8 農林業関係被害状況調 9 土木関係被害状況調 10 町立学校等被害状況調 11 被害状況調	別表1 別表3 別表4 (付表1) (付表2) (付表3) 別表5 別表6 別表7 別表9 別表10

(2) 緊急報告(通報)

状況の変化、極めて重大な損害等、緊急を要する事項を速やかに報告(通報)します。

(3) 受領報告

住民の保護に関する重要な指示等を受領した場合、これを受領し、かつ、正確に理解したことを発信者に対し速やかに報告します。

(4) 実行報告

指示の受領者が、町対策本部長に対し実行状況を報告するために行います。これは、通常、指示事項を終了したときに行いますが、指示事項実行中に町対策本部長が新たに重要な決定を行ったとき、重要な段階に到達したとき等、その途上においても積極的に行います。